# 第1章 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

生活衛生関係営業の経営の実態及び社会・経済的な諸条件について調査し、生活衛生営業振興のための指針の作成に資する等、生活衛生関係営業の健全な育成及び将来の展望を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

また、経営動向を計数によって把握し、これに基づいて規模別の経営指標、原価指標を作成し、 経営合理化などの参考に資するとともに、経営指導及び経営診断指導等を行う場合の参考資料を得 ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

調査は、食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち中華料理店を対象とする。

3 調査日

平成21年11月1日 現在

## 4 調査の事項

#### (1) 甲票

①一般的事項(経営主体、営業年等)、②経営に関する事項(平均客数、経営上の問題点、今後の経営方針等)、③従業者に関する事項(従業者数、常時雇用者の状況等)、④土地・建物及び設備等に関する事項(土地・建物の面積等)、⑤日本政策金融公庫の利用等の状況(資金貸付制度の利用等)、⑥設備投資等に関する事項(設備投資の予定等)⑦少子・高齢化、健康関係の項目(分煙の状況等)⑧地域環境保全活動関係の項目(リサイクル、廃食用油関係等)⑨サービス関係の項目(地域共生等)

### (2) 乙票

①一般的事項(税務申告)、②損益計算書、③貸借対照表

## 5 集計、解析等

- (1)集計は委託業者が行い、調査結果の解析は学識経験者等の意見を聴いて行う。
- (2) 厚生労働省健康局は、調査報告書を作成し、行政上の参考に資することとする。

#### 6 利用上の注意

- (1) この報告書に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。 また一部の図表は不詳を除いて作成している。
- (2) 表章記号は次のとおりである。
  - ①計数のない場合
  - ②計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 …
  - ③比率が微少(0.05未満)の場合

0.0

④減少数(率)の場合

 $\triangle$